

## 2.4 鳥取県議会議員選挙投・開票当日事務分担並びに事務処理要領

委員長 中村 碩 男  
 委員長職務代理者 須山 修 次  
 委員 中井 勲 子  
 委員 岩坂 紀 子

### 1 組織及び分担

係名	分担事務	担当者
総指揮	投票及び開票速報に関する事務処理を指揮する。	山口事務局長
総務係 (兼3)	庶務・給与・物品調達を担当し、他の係に属しない事務を処理する。	山本次長、(新高)、(田原)
発表係 (2)	投票及び開票速報の公表に関する事務を処理する。	西村副主幹、山川
指導係 (3)	市町村の投票及び開票の事務処理に関し、適宜指示を与え、又は投票の効力等に関する質疑に回答する等市町村の指導に関する事務を処理する。	上川係長、矢吹、溝内
推定投票率 受信係 (兼6)	速報投票区(10投票所)から投票速報を受信(15回)し、県下の投票率を推定する事務を処理する。	(総括)(上川係長) (集計・報告)(矢吹)、(溝口) (受信)松本、渡邊、下田
電算係 (兼7)	投票速報、開票速報及び無効投票速報の集計に関する電算処理を行う。	<b>監視端末担当</b> 1班(端末1)－田貝、新高 2班(端末2)－前田、丸山
	市町村がオンラインによる報告が出来ない場合に、代行入力処理を行う。	<b>市町村代行入力端末担当</b> 3班(端末3)－田中
	投票速報、開票速報及び無効投票速報の集計された情報をホームページにアップする。	<b>ホームページ担当</b> 田原、(丸山)
調整係 (1)	全体の進捗状況を管理し、電算係への確定指示等を行うとともに、市町村との連絡調整を行う。	国岡補佐

### 2 各係の事務処理要領(総務係、指導係を除く)

#### 推定投票率受信係

◎推定投票率は、速報投票区の投票状況により推定するものであること。

#### (1) 電話区分等

速報投票区からの投票速報を受信する場合の電話区分等は、次のとおりである。

市町村	投票区名	投票所施設名	速報責任者	電話番号	受信電話番号	担当者
鳥取市	鳥取市第5投票区	鳥取市立西中学校	竹内 浩行	090-5377-1637	(0857)26-7057	松本
米子市	米子市第4 "	米子市明道公民館	井上 智子	090-1688-2655	" 26-7057	"
倉吉市	倉吉市第5 "	西郷小学校体育館	涌嶋 博文	090-1188-6345	" 26-7059	渡邊
境港市	境港市第1 "	渡公民館	松本 昭	(0859)45-0903	" 26-7059	"
岩美町	浦富第3 "	岩美町中央公民館	田中 崇裕	(0857)72-0510	" 26-7059	"
河原町	曳田 "	八上保育所	高田 三朗	(0858)85-2277	" 26-7089	下田
鹿野町	鹿野町第1 "	旧鹿野小学校体育館	谷口 真	090-5266-8131	" 26-7089	"
日南町	日南町第8 "	生山自治会館	加藤 幸児	(0859)82-1444	" 26-7089	"

#### (2) 受信時刻

4月13日の次の時刻であること。(速報投票区は、それぞれの時刻の10分前の数字を報告することになっていること)

9時、10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、17時、  
17時30分、18時、19時、19時30分及び20時

#### (3) 受信票の記入

速報投票区からの投票速報を受信したときは、「投票速報受信票」の「投票者(4)～(6)」に記入すること。ただし、9時の報告を受信するときは、「当日有権者(1)～(3)」についても記入すること。

#### (4) 不在者投票の確認等

20時の報告を受信する場合は、不在者投票が含まれていることを確認すること(それ以前は除外しているか

を確認すること)。

(5) 電話の発信

速報に当たっての電話の発信は、県から行うものであること。

**電 算 係**

◎各市町村からの当日有権者速報、投票速報、開票速報及び無効投票速報は、原則としてオンラインにより行うこと。  
このうち、電算係は投票速報以降を行う。

**【監視端末担当】**

○市町村からデータを受信して、確認処理、確定処理、印刷、メール送信等を行う。

○作業は、同一市町村のデータにおいては、①投票速報、②開票速報の順に行うこととし、既に投票速報を受信している市町村の開票速報は、他市町村の投票速報に優先して作業を行うこととする。したがって、開票速報の受信が開始されて以降は、開票速報画面を優先し、適宜投票速報画面に戻ってデータ処理を行うこと。

○到着時刻の早い報告から順に処理を行うこと。

○その他の処理要領については、別途定める「選挙速報システム（県システム）操作説明書」及び「選挙システム（市町村システム）操作説明書」により処理すること。

○市町村からのオンラインの受信に当たっての市町村区分は、次のとおりである。

〈県議選〉

班別	団体数	市町村（開票区）名
1班（端末1）	10	鳥取市、倉吉市、郡家町、船岡町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町
2班（端末2）	12	米子市、境港市、国府町、岩美町、福部村、気高町、鹿野町、青谷町、日南町、日野町、江府町、溝口町

(1) 投票速報

ア 投票速報の時間別公表時刻は、20時40分から20分おき及び最終確定時であること。

イ 市町村からの報告が届き次第、順次内容をチェックし、確認処理を行うこと。

ウ 定時または最終確定時になれば、確定処理を行うこと。その後直ちにデータ作成画面により印刷を行うとともに、CSVファイル出力により報道機関にメール送信を行うこと。以上、ウの処理は1台の端末のみ（1班）で行うこと。

(2) 開票速報

ア 開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う確定報と、4市について開票の中間の状況を報告する中間報（4市について、21時30分から20分おきに報告されるもの。）の2種類があること。

イ 開票速報の時間別公表時刻は、次のとおりである。

ただし、公表した後、次の公表時刻までに市町村からの開票速報が入らない場合は、その公表時刻における公表はしない。

21時40分から20分おきに公表すること。

また、最終確定した段階で直ちに公表すること。

ウ 市町村からの報告が届き次第、順次内容をチェックし、確認処理を行うこと（確認処理により自動的に個別票の帳票印刷及び報道機関へのメール送信が行われる）。

エ 定時または最終確定時になれば、確定処理を行うこと。その後直ちにデータ作成画面により印刷を行うとともに、CSVファイル出力により報道機関にメール送信を行うこと。以上、エの処理は1台の端末のみ（1班）で行うこと。

(3) 無効投票速報

ア 市町村からの報告が届き次第、順次内容をチェックすること。

イ すべての報告受信した後、確定処理を行うこと。その後直ちにデータ作成画面により印刷を行う。以上、イの処理は1台の端末のみ（1班）で行うこと。

(4) 訂正報の処理

ア 訂正報のある旨の連絡を調整係から受けたときは、一旦作業を中断し、当該市町村から既に受信したデータが確定済みであることを確認し、確定解除処理を行って訂正報の受信を可能にし、調整係にその旨を連絡すること。（既受信データが未確定であれば、再送により自動的に上書きされる。）

イ 訂正報を受信したときは、その内容を調整係から回付されたファクシミリで確認した上で、訂正処理を行う。

(5) エラー表示のある報告の処理

ア エラー表示のある報告の承認に当たっては、指導係に連絡を取り、エラー理由の確認を行うこと。

**【市町村代行入力担当】**

ア 市町村がオンラインによる報告が出来ない場合に、代行入力処理を行う。

イ 調整係から回付されたファクシミリにより入力する。この場合、1名が読み上げ、1名が入力することとし、入力後に印刷して、2名で確認する。送信は入力確認ができてから行うこと。

**【ホームページ担当】**

電算係が保存した投票速報及び開票速報のデータを使用して、ホームページのためのデータ作成を行い、定時に更新する。

### 調整係

◎使用する電話及びファクシミリは下記のものとする。

電話 0857-26-7059, 7089

ファックス 0857-22-7016

(1) 速報の進捗管理及び市町村との連絡調整

ア 速報全体の進捗を管理し、県の監視端末画面により、処理状況の把握を行うこと。

イ 報道機関への報告時刻5分前に、電算係に対して確定処理を指示すること。

ウ 報告の遅い市町村に対し、適宜督促を行うこと（投票速報が21時40分以降、開票速報が23時30分以降になる場合）。

エ 無効速報の確認処理が終わった段階で、市町村に対して解除連絡を行うこと。

オ オンラインシステムに関する質疑の電話があったときは、NECの担当者へ電話を取り次ぐ。

(2) 訂正報の処理

ア 訂正報の電話があったときは、訂正後個別帳票をファクシミリで送信済みであることを確認するとともに、指導係に連絡し、訂正理由を聞き取る。

イ 電算係に訂正報が入る旨連絡し、当該市町村データの処理状況を確認し、電算係の確定解除処理を待って、市町村に訂正報の送信を指示する。

ウ ファクシミリは訂正理由の確認に使用するほか、訂正報の内容確認のため1部コピーして電算係に回付する。

(3) 市町村のオンライン不通時

ア 市町村のオンラインが不通となったときはファクシミリの送受信を行う。この場合、個別帳票をファクシミリで受信後、電話により内容を確認する。確認方法は1名が読み上げ、1名が検算を行う。

イ 内容確認後、電算係市町村代行入力担当へファクシミリを回付する。

### 発表係

(1) 発表は、県政記者室で行うものであること。

(2) 時間別投票速報（県計集計票）（投票結果を含む。）

電算係が印刷した県計一覧表を17部コピー機で複写し、県政記者室に持ち込み（報道関係者用15、広報課用1、選管事務局長用1）配布すること。

処理終了後、原稿を時間順に整理しておくこと。

(3) 市町村別開票速報

電算係が印刷した個別表（市の中間報を含む）を17部コピー機で複写し、（2）と同様の処理を行うこと。

(4) 時間別開票速報（県計集計票）（開票結果を含む。）

電算係が印刷した県計一覧表を17部コピー機で複写し、（2）と同様の処理を行うこと。なお、帳票は4枚となるため、クリップで留めること。

(5) 党派別結果調及び法定得票数調

電算係が印刷した出力表を17部コピー機で複写し、（2）と同様の処理を行うこと。

(6) 訂正報の処理

訂正処理のなされた帳票に「訂正」のゴム印を押印の上、17部コピー機で複写し、（2）と同様の処理を行うこと（指導係が同伴して記者室へ）。